第69期

定時株主総会
招集ご通知

日時

平成27年6月19日（金曜日）午前10時
（受付開始予定：午前9時）

場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号
東京証券会館８階ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

FUDO TETRA

目次

- 第69期定時株主総会招集ご通知 …… 1
- 株主総会参考書類 …… 5
  - **第１号議案　剰余金の処分の件**
  - **第２号議案　取締役６名選任の件**
  - **第３号議案　監査役２名選任の件**

（添付書類）
- 事業報告 …… 9
- 連結計算書類 …… 27
- 計算書類 …… 30
- 監査報告書 …… 34

株式会社 不動テトラ

証券コード：1813

(証券コード 1813)
平成27年６月１日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋小網町７番２号
株 式 会 社 不 動 テ ト ラ
代表取締役社長 竹 原 有 二

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、平成27年６月18日（木曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

１．日　　時　**平成27年６月19日（金曜日）午前10時　（受付開始予定 午前９時）**
２．場　　所　**東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号**
東京証券会館 ８階 ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報 告 事 項　１．第69期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第69期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件

以 上

●法令および当社定款第16条の規定に基づき、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、当社ホームページ（http://www.fudotetra.co.jp/soukai/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

●株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（http://www.fudotetra.co.jp/）に掲載させていただきます。
●議決権行使書面とインターネット等で重複して議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。
●インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

議決権行使方法についてのご案内

株主総会への出席



同封の議決権行使書用紙を
ご持参いただき、
会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時
平成27年6月19日(金)午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。

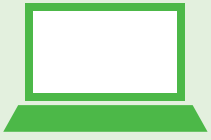
郵　送



同封の議決権行使書用紙に
各議案に対する賛否を
ご記入いただきご返送ください。

行使期限
平成27年6月18日(木)
午後5時30分到着分まで

インターネット等



当社指定の議決権行使サイト
にて各議案に対する賛否を
ご入力ください。

行使期限
平成27年6月18日(木)
午後5時30分受付分まで

詳細はP3-4をご参照ください。

インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネット等による議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo! ケータイ）*から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。バーコード読取機能付携帯電話をご利用される方は左記のQRコードをご利用いただくと便利です。（ただし、毎日午前２時から午前５時まではお取り扱いを休止します。）

＊「ｉモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo! ケータイ」はソフトバンクモバイル㈱の商標または登録商標です。

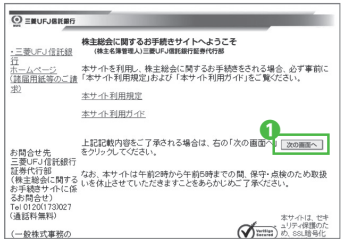
当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードは、㈱デンソーウェーブの登録商標です。

（パソコンの場合）

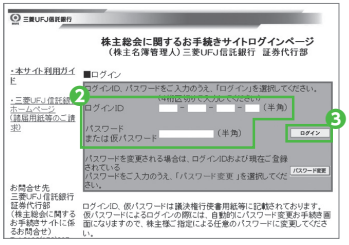
議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

1 議決権行使サイトへアクセスする



❶「次の画面へ」をクリック

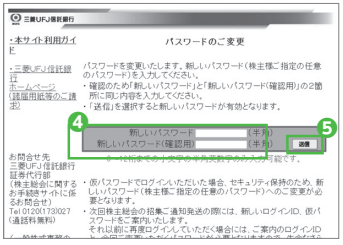
2 ログインする



❷ お手元の議決権行使書用紙の左下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

❸「ログイン」をクリック

3 パスワードを登録する



❹ 新しいパスワードを「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード（確認用）入力欄」の両方に入力。パスワードはお忘れにならないようご注意願います。

❺「送信」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください

パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット等の接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット等の利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo! ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

インターネット等による議決権行使は、**平成27年６月18日（木曜日）午後５時30分まで**受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせください。

ご注意事項

●複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

（1）郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。

（2）インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

●株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いさせていただきます。

●株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

●議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027（通話料無料）

受付時間 午前９時から午後９時まで

<議決権電子行使プラットフォームについて>

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以　上

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元と経営基盤の強化を重要な経営課題と位置づけ、安定的に配当を継続することを基本方針としており、剰余金の配当につきましては、この基本方針を踏まえつつ、利益を還元する指標として「連結配当性向25％以上」を目標として定め、財務及び業績の状況等を総合的に勘案し、決定することとしております。

このような方針のもと、第69期の期末配当金につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

● 期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類

金銭

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金６円

配当総額　986,891,604円

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月22日

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	竹原 有二（たけはら ゆうじ） （昭和25年７月31日生） 再任	昭和48年３月　当社入社 平成15年５月　当社ジオ・エンジニアリング事業本部副本部長 平成15年６月　当社執行役員 平成16年４月　当社代表取締役、執行役員副社長、ジオ・エンジニアリング事業本部長 平成18年３月　当社土木事業本部長 平成18年６月　当社取締役 平成21年６月　当社内部統制担当 兼 技術開発担当 兼 安全環境本部管掌 平成22年６月　当社代表取締役社長（現任）、建設本部長	86,807株
2	奥田 眞也（おくだ しんや） （昭和30年１月９日生） 再任	昭和55年３月　当社入社 平成19年10月　当社東京本店副本店長 兼 第一営業部長 平成20年６月　当社執行役員 平成21年５月　当社建設本部地盤事業部長 平成22年６月　当社常務執行役員（現任） 平成23年４月　当社地盤事業本部長（現任） 平成23年６月　当社取締役（現任）	16,323株
3	山下 晃（やました あきら） （昭和28年８月13日生） 再任	昭和53年４月　日本テトラポッド㈱入社 平成16年４月　㈱テトラ人事部長 平成18年４月　同社執行役員 平成18年10月　当社執行役員、管理本部総務部長 平成22年６月　当社管理本部企画財務部長 平成25年４月　当社常務執行役員（現任）、管理本部長（現任） 平成25年６月　当社取締役（現任）	22,254株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	白川 英二（しらかわ えいじ） (昭和28年６月30日生) 再任	昭和47年３月　当社入社 平成18年10月　当社中部支店営業部長 平成20年１月　当社中部支店副支店長 平成20年６月　当社執行役員、中部支店長 平成26年４月　当社常務執行役員（現任）、土木事業本部長(現任) 平成26年６月　当社取締役（現任）	21,347株
5	半澤 稔（はんざわ みのる） (昭和30年９月２日生) 新任	昭和55年４月　日本テトラポッド㈱入社 平成19年10月　当社ブロック環境事業本部技術統轄部長 平成20年６月　当社執行役員、ブロック環境事業本部副本部長 平成27年４月　当社常務執行役員（現任）、ブロック環境事業本部長（現任）	9,768株
6	永田 靖一（ながた せいいち） (昭和22年７月29日生) 再任 社外取締役　独立役員 社外取締役在任年数 １年（本総会終結時） 取締役会への出席状況 13回／13回(100%)	平成６年３月　サントリーフランス㈱社長 平成９年９月　サントリー㈱欧州支配人 兼 ロンドン支店長 平成15年３月　サントリー㈱取締役、海外カンパニー長 平成21年３月　サントリーホールディングス㈱執行役員、サントリー酒類㈱常務取締役 平成23年４月　帝京大学経済学部教授（現任） 平成26年６月　当社取締役（現任）	0株

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式の数には、役員持株会の持分が含まれています。
3. 候補者永田靖一氏は、社外取締役候補者であります。
4. 候補者永田靖一氏は、略歴のとおり、企業の役員を歴任されたことによる、企業経営についての豊富な経験と大学教授として高い知見を有することなどを総合的に勘案し、職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。
5. 当社は、候補者永田靖一氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、また、本総会において同氏が社外取締役に選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 候補者永田靖一氏の当社の社外取締役としての在任年数は、本総会の終結の時をもって１年であります。
7. 当社は、定款第28条第2項において、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。これに基づき、当社は、候補者永田靖一氏との間で、現に、当該責任限定契約を締結しており、また、本総会において同氏が社外取締役に選任された場合、引き続き同契約を継続する予定であります。その契約の内容の概要は、「社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合は、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない時は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負う。」というものであります。
8. 候補者永田靖一氏の取締役会への出席状況は、平成26年6月24日就任後の状況を記載しています。

第３号議案　監査役２名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査役佐藤弘和、植村公彦の両氏は任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	松村（まつむら）　雅博（まさひろ） （昭和30年１月17日生） 新任	昭和54年３月　当社入社 平成16年４月　当社東京本店北関東支店長 平成18年４月　当社東京本店副本店長 平成20年６月　当社執行役員（現任）、建設本部営業統轄部第二営業部長 平成21年５月　当社大阪本店副本店長 平成22年６月　当社大阪本店長 平成27年４月　当社社長付（現任）	9,849株
2	植村（うえむら）　公彦（きみひこ） （昭和33年11月15日生） 再任 社外監査役 社外監査役在任年数 ８年（本総会終結時） 取締役会への出席状況 16回／16回(100%) 監査役会への出席状況 13回／13回(100%)	昭和62年４月　弁護士登録（大阪弁護士会）、御堂筋法律事務所（現弁護士法人御堂筋法律事務所）入所現在に至る 平成19年６月　当社監査役（現任） 平成25年６月　メタウォーター㈱社外監査役（現任） (重要な兼職の状況) 弁護士法人御堂筋法律事務所社員 メタウォーター㈱社外監査役	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式の数には、役員持株会の持分が含まれております。
3. 候補者植村公彦氏は、社外監査役候補者であります。
4. 候補者植村公彦氏は、弁護士として専門的な知見および実務経験を有することなどを総合的に勘案し、職務を適切に遂行することができると判断し、社外監査役候補者といたしました。
5. 候補者植村公彦氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所の社員であり、当社は同法人との間に顧問契約を締結しております。なお、当社と同法人との取引額は過去３ヵ年平均で、年約5百万円であります。
6. 候補者植村公彦氏の当社の社外監査役としての在任年数は、本総会の終結の時をもって８年であります。
7. 当社は、定款第36条第2項において、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。これに基づき、当社は、候補者植村公彦氏との間で、現に、当該責任限定契約を締結しており、また、本総会において同氏が社外監査役に選任された場合、引き続き同契約を継続する予定であります。その契約の内容の概要は、「社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合は、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない時は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負う。」というものであります。

以　上

Ⅰ．企業集団の現況に関する事項

1．事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税の引き上げの影響から個人消費が低迷するなど弱い動きが見られたものの、年度後半には円安を背景に輸出に回復の兆しが見え始め、企業収益の改善が続くなど、景気は緩やかな回復基調で推移しました。

建設業界におきましては、公共建設投資が堅調に推移し、景気対策として予算が前倒し執行されたことで、年度内の発注が平準化されるなど良好な環境が続きました。

当社グループにおきましては、中期経営計画（2012～2014年度）の最終年度にあたり、当社が長年にわたって培ってきた独自の技術や商品をもって、引き続き震災復興事業や国土強靭化政策のもと全国的に広がる防災・減災対策事業からの受注に注力するなど、グループをあげて営業を強化してまいりました。

この結果、受注高が67,637百万円（前期比8.2%減）となったことで売上高は70,718百万円（前期比2.4%減）と減収となりましたが、営業利益は工事採算性の改善が続き4,908百万円（前期比4.4%増）、経常利益は為替差益の発生や金融費用の削減もあり5,091百万円（前期比15.4%増）、当期純利益は3,900百万円（前期比2.1%増）とそれぞれ増益となりました。

このような状況を踏まえ、株主の皆様への利益還元を前期より増加させ、当期の配当につきましては1株当たり6円としてお諮りさせていただきます。

また、中期経営計画期間では、前期に3ヵ年で36億円以上とした経常利益を既に達成のうえ復配を実現し、当期には自己資本比率35%以上とした目標も達成し有利子負債を実質的に解消するなど、財務基盤も大幅に改善させることができました。

＜中期経営計画の目標と達成結果＞

目標とした項目	目　標	達成結果
事業の採算性	全事業の黒字化	当期にて土木事業が黒字化し、地盤改良事業、ブロック事業の３事業で営業利益段階での黒字化を達成
営業利益率	2.5%以上	当期で6.9%
3ヵ年での経常利益	36億円以上	114.5億円
自己資本比率	35%以上	当期末で41.9%
配当	復配	前期に3円／株の復配

事業別の概況は次のとおりです。

【土木事業】

受注高は29,908百万円（前期比16.9%減）、売上高は28,983百万円（前期比0.2%減）となりました。これに伴い、当連結会計年度末の繰越高は、34,555百万円となっております。

◇主な受注工事

国道45号南三陸地区道路改良工事
（事業主体：国土交通省東北地方整備局）
築城（26）燃料施設新設土木工事
（事業主体：防衛省九州防衛局）
平成26年度名古屋港東航路（-16m）浚渫土排送工事
（事業主体：国土交通省中部地方整備局）

◇主な完成工事

北上川下流横川地区排水樋管・機場新設工事
（事業主体：国土交通省東北地方整備局）
広田漁港災害復旧（23災県第342号ほか）工事
（事業主体：岩手県）
広域河川堀川改修工事、災害復旧工事関連
（事業主体：名古屋市）

【地盤改良事業】

受注高は32,387百万円（前期比3.9%増）、売上高は36,495百万円（前期比0.6%増）となりました。これに伴い、当連結会計年度末の繰越高は、6,490百万円となっております。

◇主な受注工事

志津川漁港港町防潮堤外災害復旧工事関連
（事業主体：宮城県）
粗鋼Eヤード地盤改良工事
（事業主体：新日鐵住金株式会社）
長崎県警察本部庁舎新築、長崎県庁舎行政棟新築（地盤改良杭工事）
（事業主体：長崎県）

◇主な完成工事

撫養港海岸桑島瀬戸地区堤防改良工事（その7）
（事業主体：国土交通省四国地方整備局）
浦安市新庁舎建設工事（地盤改良工事）
（事業主体：浦安市）
ラックフェン国際港整備工事（パッケージ6）
（事業主体：ベトナム政府）

【ブロック事業】

受注高は5,207百万円（前期比23.9%減）、売上高は5,068百万円（前期比31.9%減）となりました。これに伴い、当連結会計年度末の繰越高は、550百万円となっております。

◇主な受注案件

新潟港（西港地区）航路泊地付帯施設工事関連
（事業主体：国土交通省北陸地方整備局）
名古屋港外港地区防波堤根固工事
（事業主体：国土交通省中部地方整備局）
神戸港ポートアイランド（第2期）地区航路・泊地（-16m）等附帯施設改良工事関連
（事業主体：国土交通省近畿地方整備局）

（単位：百万円）

区　　分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
土 木 事 業	33,630	29,908	28,983	34,555
地盤改良事業	10,598	32,387	36,495	6,490
ブロック事業	412	5,207	5,068	550
そ　の　他	42	685	701	26
調　整　額（※）	△38	△550	△530	△59
合　　計	44,643	67,637	70,718	41,563

（※）セグメント間の取引の相殺消去及びその他の調整額

2. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は1,900百万円であり、その主なものは、地盤改良用の機械・設備および消波・根固ブロック製作用型枠の取得によるものであります。

3. 資金調達の状況

当社は、平成26年3月26日に、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行をアレンジャーとする期間3年の総額4,000百万円のシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しましたが、この期間を平成30年3月30日まで延長する変更契約を締結しました。

4. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

8. 対処すべき課題

当社は合併以来、「独自の技術と創意工夫で、豊かで安全な環境づくりに貢献します」を経営理念としておりましたが、国土づくりを通して社会に貢献し続けるという当社の使命を株主の皆様をはじめとしたステークホルダーにあらためて広くご理解いただくため、以下のとおり経営理念を見直しました。

Mission（使命）	：	豊かで安全・安心な国土づくりに貢献します
Value（価値観）	：	あらゆる変化を進化に換えて未来に向かって歩み続けます
Vision（目標）	：	世代を超えて生き続ける独自の技術を提供します

また、この経営理念を実現すべく、「土木、地盤改良、ブロックの3事業が協調し、海に陸に、持続的な成長を目指します」を新たな経営方針といたしましたので、今後、本経営理念等の下、当社グループ一丸となって企業価値の向上に邁進する所存でございます。

当社グループを取り巻く事業環境は、政府が掲げる日本再興戦略による「国土のグランドデザイン2050」やそれに裏打ちされた国土強靭化基本法に基づき、今後も防災・減災市場での需要は続くものの、中長期的には国家財政の状況から政府建設投資は抑制されると見込まれ、またその投資対象は新規案件から維持補修、リニューアル案件にシフトしていくものと考えられます。

したがって、これらに対応できる新技術・商品の開発を強化することや技術力･施工力を支えるための人・機械設備等の経営資源の確保・更新を進め、安定した収益基盤を構築していくことが課題となります。

以上の課題を克服することで、中長期的にも安定して株主の皆様の期待に応え、当社の使命とする国土づくりを通して社会に貢献し続けることができるものと確信しております。

なお、今期より開始する3ヵ年の新中期経営計画（2015～2017年度）を5月11日に東京証券取引所にて発表しておりますが、その概要は次のとおりです。

【基本方針】

(1)安定した収益基盤の構築

・国土強靭化、リニューアル需要からの受注に注力する
・次世代のニーズに応えることができる技術、商品開発を強化する
・技術力、施工力を支える人材の確保と育成に積極的に取り組む
・施工力を支える設備の更新を計画的に進める

(2)ステークホルダーの視点での経営の確立

・コーポレートガバナンスの強化、資本効率の維持、株主還元の向上等に取り組む

【経営目標】

(1)業績目標　　3ヵ年での連結営業利益90億円以上
(2)資本効率目標　　株主資本当期純利益率（ROE）8%以上
(3)株主還元目標　　連結配当性向25%以上

株主の皆様におかれましては、今後とも何卒格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

9. 財産および損益の状況の推移

区　　分	第 66 期 平成24年３月期	第 67 期 平成25年３月期	第 68 期 平成26年３月期	第 69 期 平成27年３月期
受　　注　　高（百万円）	52,516	60,249	73,678	67,637
売　　上　　高（百万円）	51,101	58,228	72,434	70,718
経　常　利　益（百万円）	961	1,948	4,411	5,091
当 期 純 利 益（百万円）	176	1,281	3,821	3,900
１株当たり当期純利益（円）	1.07	7.79	23.23	23.71
総　　資　　産（百万円）	43,262	47,373	50,152	48,120

10. 重要な親会社および子会社の状況（平成27年３月31日現在）

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 子会社の状況

会　社　名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ソイルテクニカ	150百万円	100.0%	地盤改良工事の施工
Fudo Construction Incorporated	2百万米ドル	100.0%	米国での地盤改良工事の施工
高橋秋和建設株式会社	60百万円	66.7%	建設工事の施工
株　式　会　社　三　柱	250百万円	100.0%	消波・根固ブロック製作用型枠の賃貸
東　亜　土　木　株　式　会　社	50百万円	100.0%	消波・根固ブロック製作用型枠の賃貸
福　祉　商　事　株　式　会　社	30百万円	88.3%	保険代理業および建設資機材・環境用設備の販売

(注) 1. 当社の連結子会社は上記(2)子会社の状況に記載している６社であります。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

11. 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社グループは、土木事業、地盤改良事業およびブロック事業を主な事業とし、これらに関連する事業も行っております。

12. 主要な営業所等（平成27年３月31日現在）

(1) 当社

本　　社	東京都中央区日本橋小網町７番２号	
本・支店	東京本店（東京都中央区）	大阪本店（大阪市）
	北海道支店（札幌市）	東北支店（仙台市）
	北関東支店（さいたま市）	千葉支店（千葉市）
	横浜支店（横浜市）	北陸支店（新潟市）
	中部支店（名古屋市）	中国支店（広島市）
	四国支店（高松市）	九州支店（福岡市）
営業所および事務所	全国17箇所	
研究所	総合技術研究所（茨城県土浦市）	

（注）　大阪本店は、平成27年4月1日付組織改正に伴い、大阪支店に改称しました。

(2) 子会社

株式会社ソイルテクニカ	（本社　東京都中央区）
Fudo Construction Incorporated	（本社　米国カリフォルニア州サンマテオ）
高橋秋和建設株式会社	（本社　秋田県由利本荘市）
株式会社三柱	（本社　東京都江東区）
東亜土木株式会社	（本社　東京都中央区）
福祉商事株式会社	（本社　東京都台東区）

13. 従業員の状況（平成27年３月31日現在）

企業集団

従業員数	前期末比増減
866人	44人増

当社

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
716人	35人増	47.5歳	22.4年

14. 主要な借入先（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	338百万円
三井住友信託銀行株式会社	120百万円
株式会社三井住友銀行	100百万円

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ．会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　272,559,104株
(2) 発行済株式の総数　164,481,934株（自己株式17,543,294株を除く）
(3) 株　　主　　数　　25,174名
(4) 大株主（上位10名）

株　　主　　名	持 株 数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	15,473千株	9.4%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,366千株	4.5%
新　日　鐵　住　金　株　式　会　社	4,063千株	2.5%
日　鉄　鉱　業　株　式　会　社	3,409千株	2.1%
株　式　会　社　三　菱　東　京　Ｕ　Ｆ　Ｊ　銀　行	3,261千株	2.0%
日　本　証　券　金　融　株　式　会　社	2,215千株	1.3%
ＭＳＣＯ　ＣＵＳＴＯＭＥＲ　ＳＥＣＵＲＩＴＩＥＳ	2,159千株	1.3%
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	2,125千株	1.3%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,766千株	1.1%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	1,760千株	1.1%

（注）　持株比率は自己株式を控除し計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅲ．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅳ．会社役員に関する事項（平成27年３月31日現在）

1．取締役および監査役の氏名等

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	竹　原　有　二	
取締役 (常務執行役員)	松　岡　道　男	ブロック環境事業本部長
取締役 (常務執行役員)	奥　田　眞　也	地盤事業本部長
取締役 (常務執行役員)	山　下　　晃	管理本部長
取締役 (常務執行役員)	白　川　英　二	土木事業本部長
取締役	永　田　靖　一	
監査役	佐　藤　弘　和	常勤
監査役	中　津　伸　一	常勤
監査役	植　村　公　彦	
監査役	寺　澤　　進	

(注) 1. 取締役 永田靖一氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 中津伸一、植村公彦および寺澤進の３氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 植村公彦氏は、弁護士の資格を有しており、監査役 寺澤進氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 取締役 永田靖一氏ならびに、監査役 中津伸一、植村公彦および寺澤進の３氏の重要な兼職の状況は、後記３．社外役員に関する事項に記載しております。
5. 取締役 永田靖一氏および監査役 寺澤進氏を、㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりです。
① 新任
平成26年６月24日開催の第68期定時株主総会において、新たに、白川英二および永田靖一の両氏が取締役に選任され、就任いたしました。
② 退任
平成26年６月24日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって、取締役 佐々木耕二氏が、任期満了により退任いたしました。

(注) 7. 当事業年度末日後に生じた取締役の異動は次のとおりです。

氏名	地位および担当		異動年月日
	変更後	変更前	
松岡道男	取締役（常務執行役員） ブロック環境事業本部担当	取締役（常務執行役員） ブロック環境事業本部長	平成27年4月1日

8. 当社は、執行役員制度を採用しております。平成27年4月1日現在の執行役員（取締役兼務者を除く）は次のとおりです。

役位	氏名	担当業務
執行役員副社長	小林正典	建設事業管掌
執行役員副社長	藤田郁夫	建設事業管掌
専務執行役員	森川雅行	建設事業管掌
常務執行役員	山崎政俊	建設事業管掌
常務執行役員	半澤稔	ブロック環境事業本部長
執行役員	髙木伸雄	建設事業管掌
執行役員	田中享	安全環境本部担当
執行役員	中西勉	土木事業本部副本部長
執行役員	木下昇	東京本店長
執行役員	松村雅博	社長付
執行役員	田畑滋	地盤事業本部副本部長
執行役員	濵野尚則	九州支店長
執行役員	赤松弘幸	土木事業本部副本部長 兼 工事部長
執行役員	植村福次	地盤事業本部副本部長 兼 工事部長
執行役員	細坂晋一郎	東北支店長
執行役員	西公博	管理本部総務人事部長
執行役員	北川昌一	管理本部企画財務部長
執行役員	鵜沼一廣	ブロック環境事業本部副本部長 兼 営業統轄部長
執行役員	小林弘樹	中部支店長
執行役員	錦織和紀郎	ブロック環境事業本部副本部長 兼 技術統轄部長 兼 東京技術部長
執行役員	平野博明	安全環境本部長
執行役員	岡村元嗣	大阪支店長

2. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役　7名　　111,447千円
監査役　4名　　43,687千円
合計　11名　　155,134千円（うち社外4名　32,244千円）

3. 社外役員に関する事項

地位	氏名	重要な兼職状況	重要な兼職先と当社との関係	主要取引先等特定関係事業者との関係	当事業年度における主な活動状況
取締役	永田 靖一	—	—	—	取締役会 13回中全てに出席 議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	中津 伸一	—	—	—	取締役会 16回中全てに出席 監査役会 13回中全てに出席 議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
	植村 公彦	弁護士法人 御堂筋法律事務所 社員	同法人と顧問契約を締結しております。	—	取締役会 16回中全てに出席 監査役会 13回中全てに出席 議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
		メタウォーター株式会社 社外監査役	当社との間に特別な関係はありません。		
	寺澤　進	日清オイリオグループ株式会社 社外監査役	当社との間に特別な関係はありません。	—	取締役会 16回中15回出席 監査役会 13回中12回出席 議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 1. 社外取締役 永田靖一氏につきましては、平成26年６月24日就任後の状況を記載しております。
2. 上記の社外役員4名は、当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項の定める最低責任限度額です。

Ⅴ．会計監査人の状況

1．会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	41,500千円
(2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41,500千円

(注)　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

3．非監査業務の内容

該当事項はありません。

4．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の職務の実施に関する体制、その他諸般の事情を考慮し、再任・不再任の決定を行う方針です。

5．会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

6．責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

Ⅵ. 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成27年4月27日開催の取締役会において、平成27年5月1日付をもって、以下のとおり、内部統制システム決議の内容を一部変更いたしました。

当社グループ（当社及び当社の子会社をいう。）は、経営の効率性と健全性を確保しつつ、経営理念に沿って事業活動を展開することにより、継続的な企業価値の向上と当社グループの発展を目指してまいります。このため、以下のとおり内部統制システムを整備、運用し、法令遵守の徹底と業務の有効性、効率性及び財務報告の信頼性の確保を図ってまいります。

また、金融商品取引法の求める財務報告に係る内部統制の有効性を確保すべく、当社グループの財務報告に係る内部統制システムを整備、運用し、これを評価してまいります。

なお、これらの方針に基づき、当社グループの内部統制システムの整備、運用、評価およびその継続的改善を計画的、効率的に推進するため、内部統制部門を設置しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、会社の機関を取締役会、監査役会及び会計監査人によって構成する。

取締役会は、法令、定款及び取締役会規程に基づき経営上の重要事項を決定し、または各取締役から業務執行状況の報告を受けることにより、業務執行を決定し、各取締役の職務の執行を監督する。

各取締役は、法令及び定款に適合するよう、取締役会の決議に基づき職務を適正に執行するとともに、他の取締役による職務執行の法令及び定款への適合性に関し、相互に監視する。

当社グループの経営理念、経営方針を当社グループの役員、社員が共有し、すべての業務運営の基準にするとともに、当社グループの行動規範を遵守することにより、コンプライアンスの徹底を図る。

取締役及び部門長は、これらの経営理念等に基づく事業方針を役員、社員に周知、徹底する。また、コンプライアンス基本規程に基づき、取締役社長を委員長とする内部統制委員会を中心に継続的に社内の法令遵守体制の整備、拡充を図る。

各部門、部署の責任者は、業務が法令、社内規程等に基づき適正に行われているか常に監督し、これらの違反行為を未然に防止することに努める。内部統制部門は、当社グループの業務監査等により業務上の法令違反等の重大な事項を発見した場合は、直ちに取締役及び監査役に報告する。

当社は、コンプライアンス基本規程に基づき、原則として子会社のコンプライアンス推進責任者を指名し、コンプライアンスに関する取組みの周知徹底を図る。

企業倫理ヘルプラインは、当社グループの役員、社員を対象とし、法令遵守と企業倫理に関する通報、相談を適切に受付け対応する。

関係法令の遵守を目的として、継続的に研修会を実施し、コンプライアンスマニュアルを作成、配布するなど教育、啓蒙体制を拡充する。

また、反社会的勢力による反社会的行為の根絶に向け、関係行政機関や特殊暴力防止対策協議会等の外部専門機関及び顧問弁護士と連携し、情報の共有化を図り、反社会的勢力からの不当要求に対し適切に対処するとともに、反社会的勢力の活動を助長し、または運営に資することとなる取引を未然に防止できる体制を整備し運用を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会その他の経営会議体の記録、稟議書等の決裁文書、契約書その他の取締役の業務執行に関わる情報については、法令及び取締役会規程、文書管理規程その他の社内規程に基づき、適切に保存、管理する。重要な会社情報については、法令、証券取引所規則、内部情報管理及び内部者取引規制に関する規則に基づき、適時かつ適切に開示する。

情報管理基本規程に基づき、情報管理に関する体制の整備、運用を図る。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理基本規程に基づき、内部統制委員会を中心にリスク管理マニュアルに従い全社でリスクマネジメント活動（リスクの抽出、評価、対策の実施）を推進する。内部統制部門が全社のリスクマネジメントの企画及びモニタリングを行い、リスクマネジメントに関する重要事項については、取締役会に報告する。

当社は、リスク管理基本規程に基づき、原則として子会社のリスク管理推進責任者を指名し、子会社のリスクマネジメント活動を管理する。

また、危機管理基本規程に基づき、危機発生時における緊急対応等、危機管理に関する体制の整備、運用を図る。

重大災害等の経営、事業に重大な影響を与える事象が発生したときに備え、原則として子会社も含めて訓練、教育等を行う。

重大災害等の緊急時には、その対応を定めた各種マニュアル等に基づき、当社グループとして迅速に対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営に関する重要な事項は、取締役会に付議するとともに、定められた一定の事項については、経営会議の審議を経て執行する。

業務執行については、業務執行体制の強化と効率化を図るため、取締役会の下に執行役員制度を設け、各執行役員の役位、担当業務を定め、業務の執行にあたらせる。執行役員を構成員とする執行役員会において、経営に関する重要な決定及び業務執行に関する状況を報告する。

また、組織規程、職務権限規程等により、部門長の権限と責任を明確にする。

当社は、当社グループ全体の中期経営計画、年度計画を策定し、子会社に対し、グループファイナンスの実施など必要な助言、支援を行い、子会社の事業、組織、人員、職務分掌及び職務権限等を定期的に確認するなど、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われるよう管理する。

(5) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程において、子会社が当社に事前に承認を受けるべき事項及び業績、決算等の報告事項を定め、当社に対する報告を義務づける。

当社の子会社管理部門は、子会社の業務執行に関する状況の定期的な報告を受け、子会社の経営の重要事項については、当社の取締役会及び経営会議においてその方針を決定し、または報告する。

子会社の取締役または監査役に当社の役員、社員を原則として1名以上派遣し、定期的に子会社の社長会を開催するなどして、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営を適切に管理し、モニタリングする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

総務部門及び内部統制部門の指定された社員は、監査役の指示に従い、監査役補助者として監査業務を補助する。

(7) 監査役補助者の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者の人事異動、懲戒処分については、事前に監査役会の同意を得るものとする。

監査役は、監査役補助者の人事考課について、意見を述べることができる。

(8) 監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、その職務の補助に関し、監査役補助者へ直接指揮命令することができ、監査役補助者は、これに従い誠実に職務を遂行し、適宜、監査役に指示事項の進捗を報告しなければならない。

(9) 取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制

当社グループの役員、社員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実及びその他監査役と協議して定める事項について、監査役または監査役会に報告する。

取締役は、取締役会において定期的に業務執行状況等を報告するとともに、監査役に対し監査役監査等において必要な事項につき報告する。また、取締役会、経営会議、執行役員会、内部統制委員会等、重要な会議において、当社グループの内部統制システムの機能状況を含め重要な経営事項について、監査役と情報を共有する。

内部統制部門は、監査役との定例打ち合わせ会を開くなど、当社グループにおける相互の監査結果、是正の状況及び監査計画の進捗状況等について、情報や意見を交換する。

子会社の監査役は、定期的に開催される監査役との連絡会に出席し、子会社の監査状況等について監査役に報告する。

総務部門は、当社グループにおける企業倫理ヘルプラインによる内部通報の状況等について、適宜、監査役に報告する。

(10) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、当社グループの役員、社員が前号の報告を理由として不利な取扱いを行わない。

当社グループは、企業倫理ヘルプラインについて、当社グループの役員、社員が通報を理由に不利益な取扱いを受けることがないよう規定し、運用する。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行上必要と認める費用について、監査役の申請に基づき予算を設けるとともに、監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務に必要であると認められる費用を負担する。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役が監査役会で作成した監査方針、監査計画に従い適切に職務が行えるよう、体制の整備に留意する。代表取締役及び取締役は、監査役と定期的に懇談会を開催するなど、監査役との情報や意見の交換に努める。

(注) 監査報告において相当性を表明する内部統制システムに関する取締役会決議は、当事業年度中に存在した変更前の取締役会決議であります。

2. 会社の支配に関する基本方針

当社は、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」につきましては、いわゆる買収防衛策を含め、特に定めておりません。

当社といたしましては、当社株式の大量買付けに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。しかし、当社は、豊かで安全・安心な国土づくりに貢献し利益を確保するとともに、収益力の強化により企業価値の向上を図り、顧客、株主をはじめ関係各位の期待に応えることを経営の基本としておりますので、これに照らして当社の企業価値、株主共同の利益に反する者が当社の支配権の獲得を表明した場合には、当社として、法令および定款で認められる範囲内において最も適切な措置を講じる所存です。

3. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元と経営基盤の強化を重要な経営課題と位置づけ、安定的に配当を継続することを基本方針といたします。剰余金の配当につきましては、この基本方針を踏まえつつ、利益を還元する指標として「連結配当性向25%以上」を目標として定め、財務及び業績の状況等を総合的に勘案し、決定してまいります。

(注) 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成27年３月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	**36,917**	**流動負債**	**23,957**
現金預金	8,392	支払手形・工事未払金等	9,457
受取手形・完成工事未収入金等	20,550	電子記録債務	7,537
電子記録債権	2,148	短期借入金	720
未成工事支出金等	1,618	リース債務	793
販売用不動産	573	未払法人税等	183
材料貯蔵品	406	未成工事受入金等	2,219
未収入金	2,090	完成工事補償引当金	91
繰延税金資産	663	賞与引当金	1,334
その他	553	工事損失引当金	409
貸倒引当金	△76	その他	1,215
固定資産	**11,203**	**固定負債**	**3,792**
有形固定資産	**7,351**	リース債務	708
建物及び構築物	1,600	退職給付に係る負債	3,070
減価償却累計額	△1,262	その他	14
機械装置及び運搬具	5,998		
減価償却累計額	△4,789	**負債合計**	**27,749**
工具、器具及び備品	17,174	(純資産の部)	
減価償却累計額	△15,282	**株主資本**	**20,680**
土地	2,527	**資本金**	**5,000**
リース資産	2,879	**資本剰余金**	**14,756**
減価償却累計額	△1,508	**利益剰余金**	**1,176**
建設仮勘定	14	**自己株式**	**△252**
無形固定資産	**109**	**その他の包括利益累計額**	**△498**
投資その他の資産	**3,744**	**その他有価証券評価差額金**	**193**
投資有価証券	2,037	**為替換算調整勘定**	**△123**
長期貸付金	51	**退職給付に係る調整累計額**	**△569**
繰延税金資産	1,228	**少数株主持分**	**190**
その他	593		
貸倒引当金	△164		
		純資産合計	**20,371**
資産合計	**48,120**	**負債純資産合計**	**48,120**

連結損益計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		
完成工事高	65,037	
兼業事業売上高	5,681	70,718
売上原価		
完成工事原価	55,181	
兼業事業売上原価	3,461	58,642
売上総利益		
完成工事総利益	9,855	
兼業事業総利益	2,220	12,075
販売費及び一般管理費		7,167
営業利益		4,908
営業外収益		
受取利息及び配当金	28	
特許実施収入	39	
為替差益	250	
その他	36	353
営業外費用		
支払利息	74	
支払手数料	60	
支払保証料	18	
その他	18	170
経常利益		5,091
特別利益		
固定資産売却益	18	18
特別損失		
固定資産除却損	113	
減損損失	12	
その他	5	130
税金等調整前当期純利益		4,979
法人税、住民税及び事業税	537	
法人税等調整額	516	1,053
少数株主損益調整前当期純利益		3,926
少数株主利益		26
当期純利益		3,900

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,000	14,756	△2,231	△251	17,273
連結会計年度中の変動額 剰余金の配当			△493		△493
当期純利益			3,900		3,900
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	―	―	3,407	△0	3,406
当期末残高	5,000	14,756	1,176	△252	20,680

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	105	15	△1,145	△1,025	166	16,414
連結会計年度中の変動額 剰余金の配当						△493
当期純利益						3,900
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	88	△138	577	527	24	551
連結会計年度中の変動額合計	88	△138	577	527	24	3,958
当期末残高	193	△123	△569	△498	190	20,371

貸借対照表

(平成27年３月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	百万円	**(負債の部)**	百万円
流動資産	**35,062**	**流動負債**	**22,825**
現金預金	7,241	支払手形	2,770
受取手形	3,913	電子記録債務	7,537
電子記録債権	1,815	工事未払金	5,874
完成工事未収入金	15,015	兼業事業未払金	191
兼業事業未収入金	329	短期借入金	720
未成工事支出金等	1,480	リース債務	368
販売用不動産	573	未払金	583
関係会社短期貸付金	300	未払法人税等	159
未収入金	3,115	未成工事受入金等	2,198
繰延税金資産	633	完成工事補償引当金	91
その他	724	賞与引当金	1,248
貸倒引当金	△75	工事損失引当金	409
		その他	677
固定資産	**9,752**	**固定負債**	**2,115**
有形固定資産	**3,824**	リース債務	65
建物及び構築物	236	退職給付引当金	2,042
機械装置及び運搬具	58	その他	9
工具、器具及び備品	1,488		
土地	1,642	**負債合計**	**24,940**
リース資産	385	**(純資産の部)**	
建設仮勘定	14		
無形固定資産	**106**	**株主資本**	**19,688**
ソフトウェア	99	**資本金**	**5,000**
その他	7	**資本剰余金**	**2,472**
投資その他の資産	**5,822**	資本準備金	2,472
投資有価証券	1,902	その他資本剰余金	0
関係会社株式	945	**利益剰余金**	**13,234**
従業員に対する長期貸付金	51	その他利益剰余金	
関係会社長期貸付金	2,896	配当準備積立金	221
破産更生債権等	11	固定資産圧縮積立金	33
繰延税金資産	593	別途積立金	4,524
その他	520	繰越利益剰余金	8,456
貸倒引当金	△1,097	**自己株式**	**△1,018**
		評価・換算差額等	**186**
		その他有価証券評価差額金	**186**
		純資産合計	**19,874**
資産合計	**44,814**	**負債純資産合計**	**44,814**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

科目	金額	
売上高	百万円	百万円
完成工事高	61,431	
兼業事業売上高	4,166	65,597
売上原価		
完成工事原価	52,227	
兼業事業売上原価	2,512	54,739
売上総利益		
完成工事総利益	9,204	
兼業事業総利益	1,654	10,858
販売費及び一般管理費		6,320
営業利益		4,538
営業外収益		
受取利息及び配当金	132	
業務受託料	75	
特許実施収入	39	
為替差益	245	
その他	26	518
営業外費用		
支払利息	26	
支払手数料	60	
支払保証料	18	
貸倒引当金繰入額	187	
その他	9	300
経常利益		4,757
特別利益		
固定資産売却益	4	
その他	0	4
特別損失		
固定資産除却損	6	
減損損失	10	
その他	2	18
税引前当期純利益		4,743
法人税、住民税及び事業税	485	
法人税等調整額	485	970
当期純利益		3,772

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		
当期首残高	5,000	2,472	0	2,472	9,955	△1,018	16,410
事業年度中の変動額 剰余金の配当					△493		△493
当期純利益					3,772		3,772
自己株式の取得						△0	△0
固定資産圧縮積立金の取崩					—		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	3,279	△0	3,278
当期末残高	5,000	2,472	0	2,472	13,234	△1,018	19,688

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	101	101	16,511
事業年度中の変動額 剰余金の配当			△493
当期純利益			3,772
自己株式の取得			△0
固定資産圧縮積立金の取崩			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	84	84	84
事業年度中の変動額合計	84	84	3,363
当期末残高	186	186	19,874

その他利益剰余金の内容

	配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計
当期首残高	221	33	4,524	5,177	9,955
事業年度中の変動額 剰余金の配当				△493	△493
当期純利益				3,772	3,772
自己株式の取得					
固定資産圧縮積立金の取崩		0		△0	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）		—		—	—
事業年度中の変動額合計	—	0	—	3,278	3,279
当期末残高	221	33	4,524	8,456	13,234

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月20日

株式会社不動テトラ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	若　原　文　安	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋　本　裕　昭	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社不動テトラの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社不動テトラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月20日

株式会社不動テトラ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	若　原　文　安	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋　本　裕　昭	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社不動テトラの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部統制管理部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、本支店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、主な子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月21日

株式会社不動テトラ　監査役会

常勤監査役	佐　藤　　弘　和	㊞
常勤監査役（社外監査役）	中　津　　伸　一	㊞
監　査　役（社外監査役）	植　村　　公　彦	㊞
監　査　役（社外監査役）	寺　澤　　　進	㊞

以　上

〈メ　モ　欄〉

株式会社不動テトラ第69期定時株主総会会場ご案内図



場　　所　東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号
東京証券会館８階ホール
TEL (03)3667－9210

交通機関　地下鉄（東京メトロ）東西線・日比谷線
茅場町駅 出口８ 直結
（東京メトロ）東西線・銀座線
（都　　営）浅草線
日本橋駅 出口Ｄ２ 徒歩５分